



ひと、暮らし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

岡山労働局発表  
平成28年6月30日

担 当	岡山労働局雇用環境・均等室 室長 山田 泉 室長補佐 岡田 節子 電話 086-225-2017
--------	---

## マタニティハラスメントの相談が増加！ ～平成27年度 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、 パートタイム労働法に係る相談受理状況まとまる～

今般、岡山労働局(局長 金田 弘幸)では、平成27年度に岡山労働局で受理した均等3法(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法)の相談等の状況をとりまとめました。

### 【ポイント】

- 相談件数は前年より29.7%減少。
- マタニティハラスメントに関する相談は3年連続増加。
- 特に労働者からの相談が増加しており、前年より31.3%増。

### 1 相談の状況

平成27年度に岡山労働局で受理した均等3法の相談は、1,187件(育児・介護休業法(以下「育・介法」) 804件、男女雇用機会均等法(以下「均等法」) 275件、パートタイム労働法(以下「パート法」) 108件)であり、前年度(1,688件)より29.7%減少した。3法とも減少しているが、特にパート法及び育介法に関する相談が減少した。(資料1-図6、図8)

妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに係る相談は115件であり、前年度(97件)より18.7%増加し、3年連続の増加となった。特に労働者からの相談が増加(前年比31.3%増)している。不利益取扱いの相談内容については、退職の強要や雇い止めなど、労働者が職を失う可能性のある相談が5割以上を占めている。(資料1-図2、図3)。

## 2 紛争解決援助の状況

労働局長による紛争解決援助の申立は11件で、前年度（11件）と同じであった。（資料1-図10）。

申立の内容をみると、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに係る事案が5件、職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事案が4件、育児休業に係る事案が1件、介護休業に係る事案が1件であった。申立件数のうち、援解決したものは10件、打切ったものが1件である。（資料1-図11、資料2）

## 3 今後の対応

岡山労働局雇用環境・均等室では、法違反事案の未然防止のために、均等法、育介法、パート法の一層の周知徹底を図るとともに、法違反が認められる事業主に対しては厳正な指導を行うこととしている。

また、相談を受理した場合には、迅速・的確に対応し、法違反がある場合には事業主に厳格に是正指導を行い、労働者のニーズに応じて、法に基づいてく紛争解決援助制度の活用を促すこととしている。（資料4）

さらに、均等法及び育介法が改正され、妊娠・出産、育児休業等を理由に解雇や退職の強要などの不利益取扱いについて、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付けられることとなった。岡山労働局では平成29年1月1日の施行に向けて、積極的な広報・啓発活動を行う。

### 添付資料

- 1 平成27年度に岡山労働局が受理した均等3法（均等法、育・介法、パート法）の相談等の状況
- 2 岡山労働局長による紛争解決の援助事例
- 3 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いに係る防止措置（改正均等法、改正育・介法）